

一般社団法人守谷市スポーツ協会加盟団体規程

令和3年4月1日
スポーツ協会規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 同一種目で組織し、市内を統括する唯一のアマチュアスポーツ競技団体であること。
- (2) 地域等に居住する市民で組織し、スポーツを総合的に統括するスポーツ団体であること。
- (3) スポーツ少年団（第3条から第8条は該当させない。日本スポーツ少年団の登録の規則に準ずる。）

(入会手続き)

第3条 新規に入会しようとする団体は、その代表者より次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（様式1）
- (2) 会員名簿（様式2）
- (3) 規約若しくは規程
- (4) 前年度事業報告及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画及び予算
- (6) 組織一覧表（法人である場合）

(入会の承認)

第4条 団体の入会は、理事会において審議し承認を経て決定する。

(入会金の納入)

第5条 入会の承認を得た団体は、直ちに別表第1に定める入会金（加盟負担金）を納入しなければならない。

2 納入された入会金（加盟負担金）は、返還しないものとする。

(変更事項の届出義務)

第6条 加盟団体は、規約等その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を会長に届出なければならない。

(退会)

第7条 加盟団体が退会しようとする場合は、所定の様式により退会届を会長に提出

しなければならない。

(除名)

第8条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会において3分の2以上の同意を得て除名することができる。

(1) 半年以上第5条に定める入会金（加盟負担金）を納めないとき。

(2) スポーツ協会の名誉を傷つけた時、若しくは目的に反する行為、またはスポーツ協会に不利益を与えたとき。

(書類の提出)

第9条 加盟団体は、毎年度終了後速やかに次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

(1) 前年度事業報告書及び決算書

(2) 当年度事業計画及び収支予算書

(書式)

第10条 この規程の実施に必要な書式等は、会長が別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分	納入	負担金額
入会金（加盟負担金）	加盟年度内	5,000円